

## 1 . 政策名

国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

## 2 . 政策の目標

(目標)

自己資本比率に関するバーゼル合意(いわゆるB I S規制)の見直しの最終案の策定など、国際的なフォーラム等における金融監督基準の策定及び金融サービスの自由化・円滑化に関する国際ルール策定に積極的に貢献する。

(業績指標)

各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

(説明)

近年世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であると共に、我が国の金融システムの一層の安定化にも繋がる重要な施策であると考えています。

また、近年世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、新興市場国の経済発展に資すると共に、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

## 3 . 現状分析及び外部要因

金融庁が参加する主な国際的なフォーラム等の概要は以下のとおりです。

(1) バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、G10中央銀行総裁会議によって1975年に設立されました。

活動目的としては、特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供、国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するための銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整、国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するための

共通の監督基準の設定が挙げられます。

銀行の自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆるB I S規制）は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から1988年にバーゼル銀行監督委員会において合意されたものです。これまで、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998年3月期～）などの改訂が行われてきましたが、現行のB I S規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、同委員会では、1998年にB I S規制の抜本的見直しについて検討を開始しています。

## （2）証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions（I O S C O））

I O S C Oは、1974年に設立された加盟メンバー177（2002年5月末現在）に及び各国の証券・先物監督当局、市場関係者等から成る国際機関です。

活動の柱としては、公正、効率的、健全な市場環境を維持するため、高い水準の規制を促進するため協力すること、国内市場の発展を促進するため各々の経験に関する情報を交換すること、国際的な証券取引に係る基準及び効果的なサーベイランスを確立するため、努力を結集すること、基準の厳格な適用と違反に対する効果的な強制力をもって市場の健全性を促進するための相互支援を行うこと、の4つが挙げられます。

## （3）保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors（I A I S））

I A I Sは、金融市場のグローバル化の進展の下、世界の保険監督者が集い討議する場を創設する機運がNAIC（National Association of Insurance Commissioners：全米保険監督官協会）会合において高まったことを背景に1993年に設立され、現在、世界の各国、地域、国際機関から110以上の保険監督当局がメンバーとして参加しています（2002年3月現在）。

活動目的としては、保険監督者間の協調、連携の強化、国際保険監督基準の策定、加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援、他の金融分野の監督機関との協調、連携の強化が挙げられます。

## （4）ジョイント・フォーラム（Joint Forum）

ジョイント・フォーラムは、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O及びI A I Sを母体として設立され、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野に共通する監督上の諸問題を検討する合同会合です。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む13ヶ国の関係監督当局の代表が参加し

ています。

#### ( 5 ) 世界貿易機関 ( World Trade Organization ( WTO ) )

WTOは世界の自由貿易体制の維持・強化のために中心的な役割を担ってきたGATT体制を発展させる形で1995年に設立され、現在約140か国が加盟しています。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS ( General Agreement on Trade in Services ) に規定されており、最恵国待遇 ( MFN ) 各国が提出した「約束表」に記載されている分野についての市場アクセス ( 他の加盟国に対する参入制限等をしないこと ) 及び内国民待遇 ( 内外無差別 ) を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めています。GATS第19条では、漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、協定発効日から5年以内にサービス交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う旨定められており、この規定に従い、2000年2月から我が国を含む加盟国による自由化交渉が始められています。

## 4 . 事務運営についての報告及び評価

### ( 1 ) 事務運営についての報告

13年事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

#### バーゼル銀行監督委員会

我が国は、バーゼル銀行監督委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。13事務年度は委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、以下に述べるような様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。

BIS規制の見直し作業においては、我が国は、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行いました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

( [http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bis\\_menu.html](http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bis_menu.html) )

#### イ . BIS規制の見直し

##### ( イ ) 基本的視点

BIS規制の見直しは、当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督への転換を図り、また、銀行経営上のリスクをより正確に計測するという視点から作業が進められています。

(ロ) 見直し後のB I S規制の構成

今回の見直し作業は以下の3つの柱から構成されています。

a. 第一の柱 最低自己資本比率

現行B I S規制を以下の2点をポイントとして見直します。

(a) 信用リスク計測の精緻化

銀行に、現行規制に比較的近い内容の標準的手法と銀行が内部管理のために行っている格付を利用した内部格付手法のうちから選択することを認めます。

(b) オペレーショナル・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案し、銀行の選択にゆだねます。

b. 第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していきます。

c. 第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示(ディスクロージャー)を求め、それを通じて市場規律の実効性を高めます。

(ハ) 作業の進捗状況

委員会は、2001年1月にB I S規制見直しに関する第2次案を公表し、同年5月末までパブリックコメントを求めました。その後、委員会は、第2次案では骨格しか示されていない部分に関し、より具体的な考えを示したワーキング・ペーパーを公表しました。同年12月には、新規制の影響について十分なデータを集め、改めて精査を行った上で第3次案を公表する旨の新聞発表を行いました。

現在のところ、委員会では、新規制の実施については、2003年中に最終案をとりまとめ、2005年末から試験的な計算を開始し、2006年から本格実施に移す方向で検討を進めています。

ロ. 銀行のリスク管理の指針作成

(イ) オペレーショナル・リスク管理の指針作成

2001年12月、「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」の草案を公表し、見直し後のB I S規制の下で、オペレーショナル・リスクの効果的管理及び監督のための枠組みを規定する一連の原則を示しました。

(ロ) 銀行の顧客確認に関するガイダンス作成

2001年10月に公表した「銀行の顧客確認に関するガイダンス」は、銀行

が晒されているレピュテーション・リスク等のリスクを管理し、銀行の健全性を確保する観点から、銀行が顧客の本人・属性の確認を行うための、具体的な指針をとりまとめています。

#### ハ．銀行のディスクロージャー向上

銀行監督者や銀行業界にとって今後の手引きとすべく、ディスクロージャー・サーベイ報告書を2002年5月に公表し、(イ)BIS規制見直し案における開示項目と比較をするために、銀行による開示実務の現状について確認し、(ロ)分野毎のディスクロージャー状況を示しました。

#### ニ．銀行に関する会計のあり方

2001年8月に、「銀行の内部監査、および監督当局と内部・外部監査人との関係」が公表され、望ましい銀行の内部監査機能のあり方及び銀行監督当局と内部・外部監査人との望ましい関係のあり方について、必要な諸原則をとりまとめました。

#### 証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOの中心的活動である 各国の証券市場の実態及び証券監督手法の把握、これらを踏まえた証券規制のスタンダードの作成及び その実施の作業は、わが国及び各国の証券監督水準の向上に資するものであります。このため、13事務年度は、下記のとおり、IOSCOでの基準策定の作業等で実質的な意思決定を行う専門委員会(Technical Committee)の主要メンバーとして積極的に参加するとともに、実質的な組織運営に関する意思決定機関である理事会(Executive Committee)において副議長職を努めるなど、IOSCO全体の運営方針の決定過程においても重要な役割を果たしました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

([http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios\\_menu.html](http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html))

#### イ． エンロン問題、9月11日同時多発テロ事件等の緊急課題への対応

##### (イ) 会計・監査等の問題に関する取組み

米国エンロン社の経営破綻を受けて、コーポレートガバナンス全般に関連する諸問題を緊急に議論すべく、2002年2月に各国当局の議長級をメンバーとする「議長委員会」が設置され、「開示・透明性」、「監査法人の監督」及び「監査法人の独立性」の3つの課題について検討しています。

##### (ロ) 同時多発テロ事件を受けた証券監督当局間の情報交換の促進

同テロ事件を受け、テロ資金に関係ある疑いのある取引について各国証券

監督当局間の情報交換の必要性が認識され、2002年5月に多国間MOU (Memorandum of Understanding) が採択されました。今後は、同MOUに署名を希望する当局の捜査権限や情報提供に関する不必要な制約の有無等についての審査を行う予定です。

#### (ハ) 証券アナリストの利益相反問題

2001年3月に証券会社に属する証券アナリストの利益相反に関する問題を議論するプロジェクト・チームが設置され、金融庁が議長に就任しました。現在、各国の最新の動きを調査しつつ、結果をとりまとめています。

#### ロ. 常設委員会等における活動

証券規制に係る以下の主要な領域について、常設委員会等で検討を行っています。

#### (イ) 会計・監査等の問題に関する取組み

「多国間ディスクロージャー及び会計」常設委員会では、非GAAP (一般に公正妥当と認められる会計基準) の利益測定に関する報告書を作成しました (2002年5月公表)。現在は、国際会計基準に対する継続的な検討、国際監査基準に対する評価、国際開示基準の改訂等を行っています。

#### (ロ) 流通市場規制

「流通市場規制」常設委員会では、市場売買が停止された場合における各国市場への影響と市場監督当局間の協力の必要性、指数取引と市場の脆弱性との関係、及び空売りの透明性等について検討しています。

また、G10中央銀行支払決済委員会と合同で策定した「証券決済システムのための勧告」の具体的かつ客観的な評価を導き出すためのメソドロジーを作成しています。

#### (ハ) 市場仲介者の規制・監督

「市場仲介者」常設委員会では、市場仲介者の流動性リスクマネジメントについて報告書を作成しました (2002年7月公表)。現在、クロスボーダー証券取引をめぐる許認可規制の在り方を検討しています。

#### (二) 法務執行及び情報交換

「法務執行及び情報交換」常設委員会では、上記イ.(ロ)の多国間MOU署名国の審査を行っています。また、各国における訴訟手続やインターネット・プロバイダーからの情報収集の比較データを作成し、オフショア市場国証券当局と各国証券当局との情報交換の実状を調査するなど、各国当局間の情報交換を促進する方策を検討しています。

(ホ) 集団投資スキームの規制・監督

「投資管理」常設委員会では、簡易目論見書、集団投資スキームによる業績の宣伝、集団投資スキーム運営者に対する相対的リスク評価、集団投資スキームが株主として果たすべき役割といったテーマについて検討するとともに、株価指数連動商品や手数料の透明性といった新しい課題についても検討しています。

(ヘ) IOSCO原則実施

原則実施委員会では、証券規制に関するIOSCO原則が各国の規制監督に反映されることを目指し、実施状況の自己評価のための質問票の各国への配布や回答のとりまとめ等を行ってきました。現在は、30ある各原則の実施状況の具体的かつ客観的な評価を導き出すためのメソッドロジーの作成等を行っています。

保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors (IAIS))

我が国は、IAISにおいて各国の保険監督制度の実状等を踏まえて作成された各原則等は、保険監督水準の向上に資するものであると考えております。13事務年度は、このような観点から、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に積極的に参加し、以下に述べるように各種の原則の策定等に積極的に貢献しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

([http://www.fsa.go.jp/inter/iai/iai\\_menu.html](http://www.fsa.go.jp/inter/iai/iai_menu.html))

イ. 新たな監督原則・基準の承認

2002年1月、東京でIAIS定例会合及び第8回総会(継続)を開催し、以下の監督原則等を承認しました。

- (イ) 保険会社の再保険カバーの評価と再保険会社の安全性に関する監督基準
- (ロ) 監督当局間の情報交換に関する監督基準
- (ハ) 保険会社の自己資本充実度及びソルベンシーに関する原則
- (ニ) 保険会社のディスクロージャーに関する指針
- (ホ) 保険監督者及び保険会社のためのアンチ・マネー・ローンダリング指針
- (ヘ) 保険会社の再保険カバーの評価と再保険会社の安全性に関する監督基準

#### ロ．保険監督のコア・プリンシプル(基本原則)等の改訂

2003年10月の完成を目指して「保険コア・プリンシプル」及びその各国における遵守状況を審査するための評価細目を示した「保険コア・プリンシプル・メソドロジー」の改訂作業を行っています。

#### ハ．再保険の監督原則策定に向けた取組み

再保険会社の監督原則の策定を進めている他、再保険会社データベースの構築に向けた作業を進めています。

#### ニ．保険会社のソルベンシーに係る基準の策定

保険会社の健全性の維持、保険数理全般につき議論し、基準の策定を検討しています。

#### ホ．新興市場国への技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、新興市場国の保険監督行政及び保険市場等の調査研究や研修プログラム等を実施しています。特に我が国は、これらの活動を支援するためのコンサルタントを雇用する費用をIAISに拠出するなどの協力を行っています。

#### ヘ．IAIS中期ワークプランの作成

各種の監督基準の策定及び基準実施のあり方について整理した上で、中期の作業計画を策定し、それに基づく事務局の体制や財政問題について検討しています。

#### ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まっています。13事務年度は、このような観点から、以下に述べるように、我が国で初めて会合を開催するなど、積極的な貢献を行いました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

([http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios\\_menu.html](http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html))

#### イ．天童会合(2001年7月)の開催

ジョイント・フォーラムは、年3回のペースで開催されています。2001年7月には、山形県天童市において日本で初めて会合を行い、銀行、証券、保険についてのコア・プリンシプル(監督上の基本原則)の比較及びリスク評価・管理、自己資

本規制の比較の2つの報告書について議論しました。

#### ロ．コア・プリンシプル（監督上の基本原則）の比較

2001年11月にバーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAISでそれぞれ策定された監督上の基本原則を比較した報告書が発表されました。報告書の中では、各業態の監督上の共通点、相違点の分析がなされています。

#### ハ．リスク評価・管理、自己資本規制の比較

2001年11月に銀行・証券・保険の各業態におけるリスク評価・管理のあり方、及び自己資本規制を比較した報告書が発表されました。報告書の中では、それぞれの共通点、相違点の分析がなされています。

#### 世界貿易機関（WTO）

現在WTOの場で自由化交渉が行われているサービス・セクターの中でも、金融サービスは、経済活動の基盤として、特に重要です。

近年、世界的に金融自由化が進展する中、WTOでの交渉等を通じて、各国の適切かつ秩序ある自由化を促進することは、各国の金融サービスの発展を通じて新興市場国の経済発展をもたらすものと考えております。さらに、WTOでの交渉等が各国の金融サービスの更なる自由化を促すことになれば、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものであると考えております。13事務年度は、このような観点から、以下に述べるようなWTOサービス分野の自由化交渉に積極的に参加しました。

#### イ．ドーハ閣僚宣言

2001年11月にカタールにて開催された第4回閣僚会議において、ドーハ閣僚宣言が採択され、サービス交渉については、2002年6月末までに初期リクエストの提出、2003年3月末までに第1次オファーの提示、2005年1月に交渉を終了するとのベンチマークが合意されました。

#### ロ．初期リクエスト交渉に向けた取組み

我が国は、2001年12月から業界団体及び在外公館を通じてWTO加盟国に対する自由化要望事項の調査を開始し、その後、前回交渉からの懸案事項の検討、業界及び各省との調整を経て、本年6月末に初期リクエストを提出致しました。金融分野における初期リクエストの内容は、外資規制、役員国籍要件等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃のほか、内外差別的な国内規制の改善を求めるものが中心となっています。

## (2) 評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム及びWTO等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加しています。

各フォーラム等におきましては、積極的な提案を行い、議論をリードする一方、例えばIOSCOにおいては実質的な組織運営に関する意思決定機関である理事会副議長職を当庁幹部が務め全体の組織の意思決定に関与するなど、各フォーラム等におけるルール策定において積極的な貢献を行いました。

## 5. 今後の課題

### (1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準等が、より適切な環境整備に貢献するものと考えており、引き続き国際的な銀行監督ルール策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的に貢献していくことを目指します。現在バーゼル委員会での議論の中心となっているBIS規制の見直し作業については、我が国は、銀行のリスク管理能力向上へのインセンティブの付与や、銀行実務との整合性等の観点から、引き続き積極的に提案を行っていくことを目指します。

### (2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

我が国は、各国の証券市場等の実状等を踏まえて作成された諸原則や報告書等が、証券監督水準の向上に資するものと考えており、今後も引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な証券監督ルール策定等により一層積極的に貢献していきます。

### (3) 保険監督者国際機構 (IAIS)

我が国は、各国の保険監督制度の実状等を踏まえて策定された各原則等が、保険監督水準の向上に資するものと考えており、引き続き執行委員会や専門委員会等における保険監督の原則の策定等により一層積極的に貢献していきます。

### (4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が日々刻々進んでいることに対応すべく、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していきます。

#### (5) 世界貿易機関(WTO)

適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定をWTOでの交渉等を通じて促進することは、各国の経済発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものと考えており、今後も引き続きサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していくことを目指していきます。

### 6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果は上がっており、今後も各フォーラム等での議論に積極的に参画して国際的な金融システム安定のためのルール策定に取り組んでまいります。

### 7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

### 8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

### 9. 担当部局

総務企画局国際課